

農地耕作条件改善事業

【23, 562 (12, 274) 百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備、先進的省力化技術導入支援等の条件改善促進支援 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

- 定率助成：土層改良、農作業道、農地造成、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、地形図作成等の条件改善促進支援 等

2. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

基盤整備に加え、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「1. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

- (1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域
- (2) 事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能
- (3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援
- (4) 農地中間管理機構との連携概要を策定し、事業を実施

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

- 定額助成
 - ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
 - ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援（調査・調整、先進的省力化技術導入支援等）等

（※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

○ 定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- ・ 土壌改良等の高品質作物の導入に関する支援
- ・ 営農雑用水等の営農環境の整備に関する支援
- ・ 地形図作成等の条件改善促進支援
- ・ 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等



畦畔除去



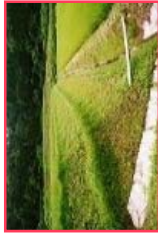
暗渠排水



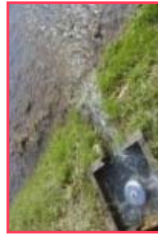
先進的省力化技術導入



土層改良



カバープランツ・小段



自動給水栓

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

- 定額助成（※2）
 - ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会



高収益作物の導入（タマネギの収穫）



検討会の様子

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

- 定額助成（※2）
 - ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成
 - ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等

（※2）プランの作成や技術習得等に必要経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等



これなら
思い通りの
農業が
できるわ！

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【150（150）百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や阿蘇山などの活火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やその他関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かさない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な
洗浄用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の
供給施設等の関連整備等を一体的に実施

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

補助率等

農業者が組織する団体等が行う
事業に対して、事業費の1/2以
内を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

中山間地農業ルネッサンス事業

(中山間地農業特別支援対策)

【40,000(一)百万円】

(優先枠等を設けて実施)

対策のポイント

傾斜地などの条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しし、中山間地農業を元気にします。

<背景/課題>

- ・食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じています。
- ・一方、平地に比べ豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。
- ・このため、女性や高齢者を含め経営規模の大小に関わらず意欲をもった前向きな農業者が活躍できる多様な経営を育み、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした経営の展開を通じて、中山間地農業を元気にしていく必要があります。

政策目標

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承を図りつつ、地域の特色を活かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進

<主な内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

200(一)百万円

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進するための都道府県等の活動を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 21,300 (一)百万円

中山間地における農地の集積や高収益作物の導入など、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者を支援します。併せて、加工・販売等による就業機会の確保を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 強い農業づくり交付金
- (2) 農業農村整備関係事業
- (3) 農業経営力向上支援事業
- (4) 6次産業化ネットワーク活動整備交付金
- (5) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策を除く)

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (6) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)

※(1)、(2)、(4)については、制度の拡充等もしています。

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：地方公共団体等

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 18,500 (一)百万円

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。また、中山間地における営農の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金と連携して取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 多面的機能支払交付金
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- (4) 荒廃農地等利活用促進交付金
- (5) 国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (6) 中山間地域等直接支払交付金

※(1)、(2)、(4)、(5)、(6)については、制度の拡充等もしています。

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農業者団体等

お問い合わせ先：

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| 1、2 (6)、3 (4)、(6) の事業 | 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286) |
| 2 (2)、(5) の事業 | 地域整備課 (03-3502-6098) |
| | 都市農村交流課 (03-3502-5946) |
| 3 (3) の事業 | 農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958) |
| 3 (1) の事業 | 農地資源課多面的機能支払推進室 (03-6744-2197) |
| 2 (4) の事業 | 食料産業局産業連携課 (03-6738-6474) |
| 2 (1) の事業 | 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945) |
| 3 (2) の事業 | 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499) |
| 3 (5) の事業 | 生産局飼料課 (03-3502-5993) |
| 2 (3) の事業 | 経営局経営政策課 (03-6744-0576) |

中山間地農業ルネッサンス事業 400億円（優先枠等を設けて実施）

— 中山間地農業特別支援対策 —

傾斜地などの条件不利性とともに鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しし、中山間地農業を元気にします。

〔 中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で地域別農業振興計画を作成。この計画に基づき、各種支援事業を計画的かつ総合的に実施。また、新たに創設する中山間地農業ルネッサンス推進事業（2億円）により、都道府県等の推進活動を支援。 〕

「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

優先枠 2 1 3 億円、制度拡充等

地域の特色を活かした農業の展開

- 農地や農業施設など生産条件の改善
- 集落営農の組織化・法人化等の生産体制の確立
- 少量でもこだわりのある厳選食材の生産・販売
- 6次産業化・ブランド化、地産地消の取組
- きめ細かな営農指導
- 最先端技術の導入

国の支援事業

- ・ 強い農業づくり交付金
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 農業経営力向上支援事業

※ 連携事業 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

都市農村交流や農村への移住・定住

- インバウンド需要を呼び込む「農泊」の取組
- 教育・福祉等と連携した交流の取組
- 移住・定住、二拠点居住の推進
- 生活環境の改善

- ・ 6次産業化ネットワーク活動整備交付金
- ・ 農山漁村振興交付金（山村活性化対策を除く）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 1 8 5 億円、制度拡充等

- 地域を牽引するリーダーの確保・育成
- 多面的機能発揮を図る地域の共同活動
- 鳥獣被害防止とジビエ等の利活用
- 放牧の取組
- 耕作放棄地の解消
- 農業と林業との多様な連携 等

国の支援事業

- ・ 多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業（侵入防止柵、処理加工施設等）
- ・ 連携事業 中山間地域等直接支払交付金
- ・ 荒廃農地等利活用促進交付金
- ・ 国産粗飼料増産対策のうち地域づくり放牧推進

※ 連携事業 中山間地域等直接支払交付金

※ 関連対策として「戦略的プロジェクト研究推進事業」においても、中山間地に関するテーマの公募・審査時にポイント加算。

中山間地農業ルネッサンス事業に係る新規事業の創設、制度拡充等について

新規事業

- **中山間地農業ルネッサンス推進事業**
地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進するための都道府県等の活動を支援します。
- **荒廃農地等利活用促進交付金**
荒廃農地の再生利用に加えて、荒廃農地の発生防止の取組を実施します。また、過疎地域等の条件不利地域で補助率を55%にします。

運用改善

- **多面的機能支払交付金**
資源向上支払（長寿命化）とそれ以外とで区分されている経理を1本化することができるよう、事務負担の軽減を図ります。
- **中山間地域等直接支払交付金【連携事業】**
 - ・超急傾斜加算を受けるための「販売促進活動」について、市町村等との役割分担を可能とすることで集落活動の負担を軽減します。
 - ・個別協定に基づき、農業生産活動等を行う対象者に、認定新規就農者を追加します。
- **環境保全型農業直接支払交付金**
交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除します。

制度拡充

- **強い農業づくり交付金（*）**
優先枠の予算の範囲内で、上限事業費を1.3倍に拡大するとともに、都道府県知事が中山間地での産地競争力の強化に必要と認める場合は、面積要件を撤廃可能とします。
- **農業競争力強化基盤整備事業**
条件の厳しい傾斜地を対象に農地整備事業（中山間傾斜農地型）を創設し、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件を変更（50%→30%）するとともに、高収益作物を導入する担い手を育成するための支援事業を追加します。
- **農山漁村地域整備交付金**
過疎地域等の条件不利地域で実施する農道の保全対策について、同地域における「保全対策型」の受益面積要件を50haから30haとします。
- **中山間地域等直接支払交付金【連携事業】**
特に条件が厳しい超急傾斜地において、農業生産活動等を継続していれば（基礎単価）、超急傾斜加算を受けられるように要件を緩和します。
- **国産粗飼料増産対策（地域づくり放牧推進）（*）**
新たに繁殖雌牛放牧に取り組み場合に確保すべき放牧地の面積を1/2に緩和（30a→15a）します。

補助率見直し

- **6次産業化ネットワーク活動整備交付金（*）**
中山間地での農業について、6次産業化に取り組み場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して補助率を3/10から1/2にします。

注：（*）の付いた事業の制度拡充及び補助率見直しは、地域別農業振興計画に基づく場合にのみ適用。
※上記の他、中山間地の就業人口や農業生産額等を分析し、対応策の検討を行う調査を新たに実施します。

日本型直接支払

【76,960(76,960)百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景/課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等での農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,251(48,251)百万円

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等
都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

[平成29年度予算の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 26,300(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策(平成27年度～31年度)では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

〔補助率：定額(田(急傾斜)：21,000円/10a、畑(急傾斜)：11,500円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,410(2,410)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〔補助率：定額(カバークロープ：8,000円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)〕

日本型直接支払の概要

【平成29年度予算概算決定額 76,960(76,960)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 48,251(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 26,300(26,300)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,410(2,410)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



カバークロップ

多面的機能支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 48,251(48,251)百万円】

多面的機能支払交付金
46,751(46,751)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

〔平成29年度以降は、資源向上支払（長寿命化）とそれ以外で分けていた経理区分を一本化することも可能〕

【多面的機能支払推進交付金】 1,500(1,500)百万円

都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援

中山間地域等直接支払制度の概要

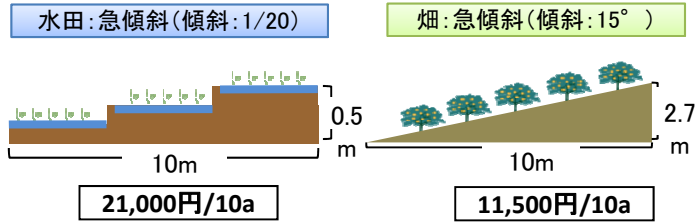
【平成29年度予算概算決定額 26,300 (26,300) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
25,800 (26,000) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援

- 【対象地域】 地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域
 【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、それに基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

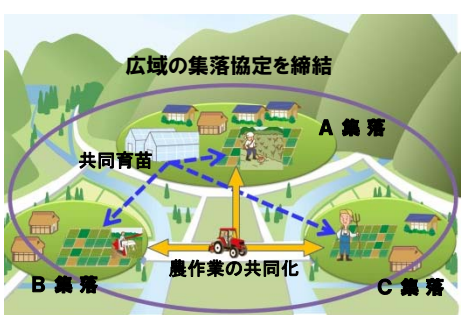
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
 - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ※ 平成28年度より、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする等、運用を改善

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に措置

【集落連携・機能維持加算】

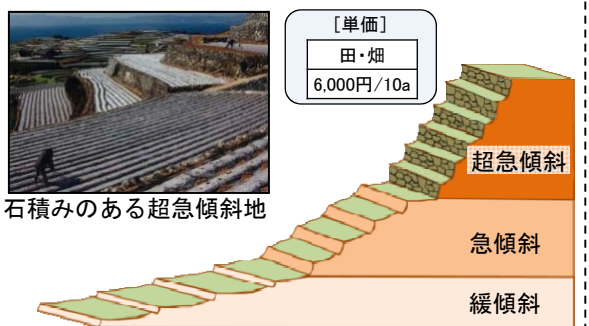
- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援
 複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援
 [単価] 地目にかかわらず 3,000円/10a



- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援
 協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援
 [単価] 田 4,500円/10a 畑 1,800円/10a

【超急傾斜農地保管理加算】

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上)の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援
 ※ 平成29年度より、【集落協定に基づく活動】の①及び②を①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



【中山間地域等直接支払推進交付金】 300 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】(新規) 200 () 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業(新規)」に係る活動の推進を支援
 地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等を推進

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成29年度予算概算決定額 2,410(2,410)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2,310(2,310)百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

カバークロップ



堆肥の施用



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組

土壌中に炭素を貯留し
地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い
営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



【化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組】

様々な生物を地域で育み
生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

◆全国共通取組

対象取組	交付単価
カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

◆地域特認取組

交付単価:3,000~8,000円/10a

（取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。）

【地域特認取組の例】

- ・IPM(※1)を実践する取組
- ・冬期湛水管理(※2)等

※1:総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵(生物的防除)等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2:冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】都道府県、市町村等による事業の推進を支援 100(100)百万円

【関連対策】環境保全型農業直接支払交付金の取組を行っている農業者の組織する団体等が行う、農産物・農産加工品の販売力強化やブランド化の取組を支援<H29新設メニュー>

・オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業のうち環境保全型農業連動型 99(79)百万円の内数

・新品種・新技術活用型産地育成支援事業(産地ブランド発掘事業)のうち環境保全型農業連動型

352(315)百万円の内数